

令 和 7 年

西条市議会第5回12月定例会提出議案書

(その6)

西 条 市



目 次

議案第 115 号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	・ · · · ·	1
議案第 116 号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	・ · · · ·	5
議案第 117 号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	・ · · · ·	9
議案第 118 号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	・ · · · ·	13
議案第 119 号	職員懲戒審査委員会委員の任命について	・ · · · ·	17



議案第115号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和7年12月22日提出

西条市長 高橋 敏明

1 住所

西条市禎瑞

2 氏名

安 藤 雅 康

## 提案理由

委員 安藤 雅康氏の任期が令和8年1月24日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

## 関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第16条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の職員懲戒審査委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4～7 （略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成16年西条市規則第23号）

（任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、第3条第4項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）



議案第116号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和7年12月22日提出

西条市長 高橋 敏明

1 住所

西条市小松町新屋敷

2 氏名

岡 田 恵理子

## 提案理由

委員 岡田 恵理子氏の任期が令和8年1月24日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

## 関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第16条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の職員懲戒審査委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4～7 （略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成16年西条市規則第23号）

（任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、第3条第4項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）



議案第 117 号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 22 日提出

西条市長 高橋 敏明

1 住所

西条市小松町大頭

2 氏名

児 玉 千 春

## 提案理由

委員 高田 正敏氏の任期が令和8年1月24日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

## 関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第16条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の職員懲戒審査委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4～7 （略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成16年西条市規則第23号）

（任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、第3条第4項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）



議案第118号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和7年12月22日提出

西条市長 高橋 敏明

1 住所

西条市明神木

2 氏名

松 田 敏

## 提案理由

本市職員の委員 難波江 明広氏の任期が令和8年1月24日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

## 関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第16条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の職員懲戒審査委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4～7 （略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成16年西条市規則第23号）

（任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、第3条第4項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）



議案第119号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和7年12月22日提出

西条市長 高橋 敏明

1 住所

西条市桑村

2 氏名

吉 井 靖 仁

## 提案理由

本市職員の委員 高橋 雄次氏の任期が令和8年1月24日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

## 関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第16条 市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の職員懲戒審査委員会は、委員5人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

4～7 （略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成16年西条市規則第23号）

（任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、第3条第4項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）